

指定給水装置工事事業者の指定

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、長生郡市広域市町村圏組合水道部指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定により公示する。

公示日：令和7年10月1日

指定 番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所の 名称及び所在地		指定年月日 (指定の有効期限)
				名称	所在地	
427	株式会社堀江商店	千葉市中央区神明町32番地1	堀江 秀之介	株式会社堀江商店 石油瓦斯部木更津営業所	木更津市潮見4丁目5番	令和7年9月18日 (令和12年9月17日)